

## 18世紀における帳合法の展開 ～決算書作成のプロセスと合併決算書～

原 田 奈々子

### はじめに

わが国においては、明治の初期に西洋式の複式簿記が紹介される以前に、西洋の影響を受けない固有の簿記法が実践されていた。本稿が検討の対象とするのは、事業全体を把握する必要から当時の商人が考案し、発達させ慣習として実践してきた固有の簿記法である。ある会計史料により明らかにされる事実をもって、当時の簿記法を一般化することは慎重を期すべきとは思われるものの、残存する大店（おおだな）の決算報告書は、単なる記録数値の寄せ集めではなく、明らかに、一定の帳簿組織を持ち、一定のプロセスを踏み、一定の考え方もとにまとめられた帳簿数値を調整して作成されていることが確認できる。その一例を商家の本店と支店の決算書を連結した合併決算書に見ることができる。個別の店舗で作成された決算書の数値がどのように合併決算書にまとめられているのかを会計理論的に検証することで、その商家の簿記一連の手続きや決算固有の調整処理を窺い知ることができる。また本支店会計は、今日の企業会計において一般的に行われている会計実践であり、こうした会計実践を歴史的に遡ることは、殊に江戸期と明治期との間に断絶があるわが国の簿記史において、会計行為に反映されるはずの経済合理性とその発想に連続性を見出すことにつながるのではないと思われる。

そこで本稿では、まず江戸期における大店の簿記法に共通して見られる特

性を概観した後、その事例として中井家と三井家における簿記法を取り上げ、その内容とともに、特に合併決算書を作成するに際して行われていた本支店会計を考察し、両者の簿記法の独自性を明らかにしたい。

## 1. 近世期の帳合法にみられる特性

### ① 帳合法発展の要因

帳合法は、江戸期から明治期にかけて、一般商家がその財政に関する記録を保持し、事業成果を算定するため、独自に考案・実践した簿記法をいう。帳合法は、自己の行った商取引を記録・計算する方法として、中小、零細の商人達が実践していた方法をも含む簿記法ではあるが、三都商人など大店が行う帳合法と一般的な中小商人のそれとは、一定の計算目的のいかんと、その目的を遂行するために必要とされる体系的な帳簿組織の整備という点に決定的な違いがある。

江戸期の帳合法にもとづき作成された会計帳簿のうち、多くの商家で作成されていたものは、計算目的の相違によって大きくその内容を異にする。一般的中小商人によって作成された、いわゆる大福帳などの名称で残存しているものの多くは、その内容から「懸帳」というべきものが多く、取引先別に見出しをつけ、相手先との債権・債務の推移を示すという備忘記録を機能とするのに対して、大店の帳簿群は、一定の会計期間にかかる資本計算または成果計算、あるいはその両方の計算に係わる取引の全て、すなわちその商家の事業全体を記録・計算し、決算書に必要なデータを提供するソースとしての機能をもっていた。しかも一般的中小商人の帳合法にあっては、帳簿間の関連性が必ずしも認められず、それぞれの帳簿が独立したものであったのに対して、大店の諸帳簿は相互に関連性をもち、それぞれが一群の完結した帳簿組織の一要素となっている例が見られる。

江戸期においては統一された会計制度がなく、また簿記技術を指南する教本が出版されていた事実も見あたらないことから、商家が行う会計が標準化

される機会はなかったであろう。こうした背景を考えれば、各商家は、主として経営管理の観点から、必要に応じて財産の計算と損益の計算の方法を考案・工夫し発展させたと考えるのが自然であり、その商家の業態や、事業組織の違いによって、帳簿組織も決算のあり方も一様ではなかったはずである。同一内容・機能を果たす帳簿に、商家ごとに異なる名称が付されていたことが珍しくないのもそのためであろう。

しかしその一方で、大店で実践されていた帳合法には、会計処理や決算書作成の過程に多くの共通点も認められる。名だたる大店は、特に17世紀後半以降の経済発展に乗じて、三都、あるいはそのほか全国各地に店舗を設けて事業活動を展開していた。取引範囲も事業規模も拡大すれば、店舗経営を行っていく上で営業記録を保持することは不可欠の要件となる。しかも事業に対して家産を投じている本家筋にとって、各地に散らばる全ての支店を網羅し家業全体を統括・管理するためには、合理的な会計法を確立して実践する必然性があったであろう。このことが、帳簿組織の整備を行う原動力となったことは間違いない<sup>1)</sup>。また「家」単位の範囲内であったとしても、支店が複数あれば、本家筋の者以外の支配人などの代理人が、店舗経営を行うこともあり、そのような場合には本家筋に対して定期的な決算報告が行われるようになる。ここに、代理人が本家筋から受託した財産の管理・保全是もとより、運用の成果を明らかにするために資本計算と成果計算を精緻化しなければならないという必要が生じ、決算報告書を用いた内部報告制度が生まれたのである。

## ② 帳合法の特徴

大店が実践した帳合法には、以下の会計学的な特徴を見いだすことができる。

### a. 資本概念の成立

大店による決算では、段階を踏んで決算報告書が作成され、最終的にはその事業を経営する家の全財産とその期間の成果を明らかにするというプロセ

スをとっている。たとえば三井家では、宝永7(1711)年に「大元方」が創設され、本家6家と連家3家が合同して事業に投資融資を行い、事業と家産の管理運営を行うという集中管理制度が発足すると、併せて事業部門組織の整理統合がすすめられた。その際、呉服の仕入販売事業を営む越後屋呉服店では京本店が、金融事業を営む三井両替店では京両替店がそれぞれの事業部門に属する各店舗(以下支店という)を統括するようになった。大元方は、各事業部門から提出された決算書を大元方の経済活動の結果と連結し、三井家全体の資本計算と成果計算とを行う「大元方勘定目録」を作成した。この大元方勘定目録は、三井家のために作成されるものであり、記載項目のうちには家計項目と考えられるものも含まれ、家計と事業との分離、つまり資本概念が成立していたか否かという点では疑問の余地がないわけではない<sup>2)</sup>。しかし事業部門の決算書である「大録」には、大元方との投融資関係が明示されている。それを示すのが「建(あるいは「定建」)」であり、「年賦貸し」である。事業部門には、それぞれ「建」とよばれる大元方からの出資額が定められており、この大元方からの出資額以外の拠出金額は「年賦貸し」とされ、いずれに対しても利息の支払いが要求されている。つまり事業部門ごとに作成される決算書(大録)は、その事業部門が一会計単位を構成し、家計とは切り離された事業活動の結果である財産額と活動の成果である損益が計算できる形式となっている。したがって事業部門については、この「建」の記載によって、家計と事業資本との別、資本と負債の別、さらに資本と損益の別を明らかにする概念が18世紀初頭の段階で成立していたと考えられる。また中井家においても、18世紀中葉には資本概念が成立していたといわれている<sup>3)</sup>が、三井家とは異なる特徴をもつので、後に取り上げたい。

#### b. 取引の二面的把握と多帳簿制複決算法

大店においては、多くの帳簿を作成し、日々の営業活動に活用していた。商いが質量ともに大きくなればその管理には記録が必要とされ、事業組織が細分化されればされるほど、帳簿も細分化され、それがその部署の責任の範

困を示すことになる。そこで作成される帳簿は営業帳簿（原始帳簿）であるのでそれ自体は事業活動の断片を示すことになるが、その営業帳簿が相互に関係性を維持している点で、単なる備忘記録としてではなく、事業活動全体を捉えるための構成要素となっている。その帳簿と帳簿を相互に結びつけるのは、取引の二面的把握の会計思考である。西洋式複式簿記では取引の二面的把握は仕訳帳で行われ、それが総勘定元帳へと転記されていくのに対して、帳合法では取引が生じるごとに、その取引を関係する複数の帳簿に記録することで、取引の二面性を維持した形でその後の計算過程に引き継ぐことになる。

本稿で取り上げる中井家においても三井家においても、こうした多帳簿制が取られており、それらの帳簿から数値を転記して決算書を作成し、資本計算と成果計算とを行っている。ここでは商品の受渡しと金銀収支、あるいは債権債務の増減といった物的勘定を中心に対応関係が記録されてはいるが、同時に利息や日々の経費など、抽象勘定である収益費用に該当する項目についても記帳がなされているので、資本計算的成果計算と損益計算的成果計算とを行うことのできる決算法（複決算法）<sup>4)</sup>となっている。そこで行われている資本計算的成果計算とは財産法、すなわち、期首純財産と期末純財産との差額をもって損益計算を行う方法であり、他方において損益計算的成果計算は、売上収益から経費などの抽象項目を控除して純損益を算定する。こうした決算法をとることで、本家筋は、期末純財産の増減結果とその原因を確認することができ、さらに資本的成果計算と損益計算的成果計算の両方の結果として算定される損益が一致することで、営業帳簿からの転記やその数値に至るまでの計算の正確性を立証することができるのである。

こうした会計上の特徴のほかに、特に事業活動が地理的に広がりを見せ、あるいは事業が多角化し、支店を設ける場合、決算書の作成時に行われる本支店間の会計処理も共通している点が多い。その一方で各家によって独自の実務も行われている。そこで以下において、多くの支店・枝店を設けて事業を広範囲にわたって展開していた近江商人中井家と、京、大坂、江戸の三都

に店舗を設けて事業を行っていた三井家を取り上げ、1700年代の帳合合法を考察し、その独自性を明らかにしたい。

## 2. 江州中井家における帳合合法

### ① 中井家の事業の態様

江州中井家の家業は、享保19(1734)年に初代中井源左衛門良佑が創業したといわれている。屋号を日野屋といい、昭和14(1939)年まで続いた近江商人である。近江商人に典型とされる商いの態様は行商である。全国各地を回り、自己が所在する土地の生産物を往路で売り歩き、復路は各地の物産を仕入れて、畿内で売り捌くという方法である。初代中井源左衛門もまた富山の薬売りとして、自己資金18両(このうち自己資本は2両といわれている)を元手に行商を始め、僅か13年後の延享3(1746)年には、自己資本を240倍にまで激増させ、かつこの前年の延享2年には下野国堀越に支店を開設している。その後も、同国太田原、上州小泉、岩代国本宮を始め各地に続々と支店を設け、中でも仙台店は中井家をもつ支店のうちでもっとも規模が大きく、かつ江戸期・明治期を通じて最も重視される支店であったという<sup>5)</sup>。

中井家を取り扱った商品は、当初から日野売薬、古手、木綿、米穀その他の農産物など多岐にわたっていたが、その後、伏見、大坂、後野などに支店を増設して、絹織物、黒砂糖、塩、食用油、蠟、大豆などへと取扱品目を増加させ、最盛期には、金融業、酒造業、新田開発など、多角的に商業活動も行っていたといわれている。中井家事業の特徴は、このような支店網を充実させることで、特に奥州と江戸、畿内との交易を行い、これらの経路の往復によって多額の利益を生みだしていった点である<sup>6)</sup>。

### ② 中井家における資本概念の独自性

中井家の帳合合法の発展過程は三期に分かれ、延享3(1746)年の「店卸記」には期首資本と期末資本とを比較する損益計算の考え方がみられ、明和2

(1765)年には中井家の帳合法に定着したとされる<sup>7)</sup>。このような資本的成果計算、いわゆる財産法による損益計算法の前提には、資本概念の成立が不可欠であるが、中井家では、事業部門の統括を行う本店（元方）に対して本家が出資する額を「望性金」と称した。望性金には本家が支店に投資した金額に一定の利息が加算され、その利息を控除して、なおその出資先の店舗で利益が生じたならば、その支店の経営責任者に約10%程度の利益分配（出精金）を行った。したがって、望性金は決算ごとに増加する仕組みで、逆に損失が生じたならば、その欠損を店舗経営の責任者が私財をもって補填しなければならなかった<sup>8)</sup>。この望性金に加算される利息の源泉は事業活動であるから、現在の会計処理でいえば果実の資本組み入れであり、管理者への報奨も含め利益処分であるが、こうした支店の利益処分を計算するためにも確実な簿記法と決算報告が必要とされたのである<sup>9)</sup>。

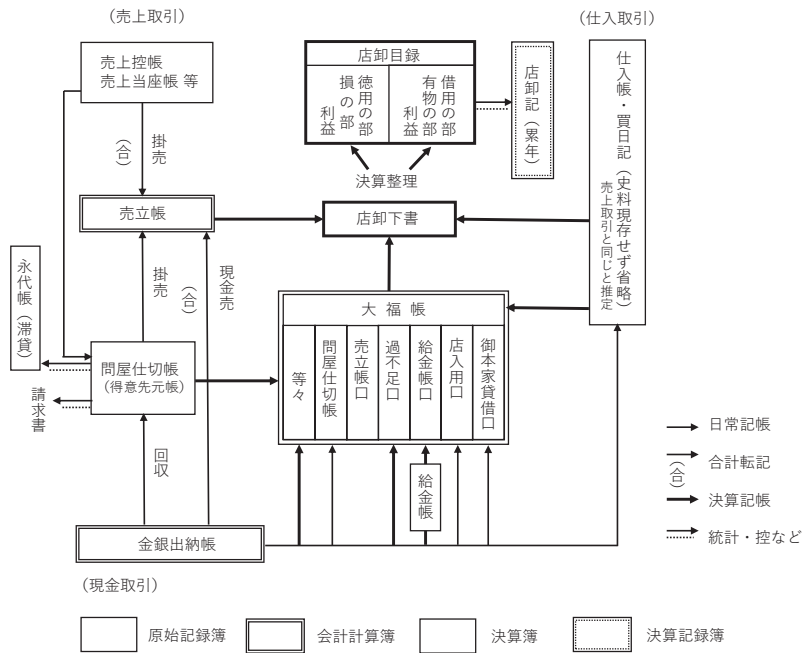
### ③ 中井家における帳簿組織と決算書の作成過程

中井家では、支店をとりまとめる本店に元方を設け（以下、本店を元方店という）、本家に提出するその支店グループの合併決算書を作成・提出させていた。したがって各支店は本家筋に直接決算報告をするのではなく、元方店に対して個別決算書である「店卸目録」を提出する。各支店の店卸目録は、【図1】に示すとおり、その支店の営業帳簿（原始帳簿）の結果数値を「大福帳」に集め、さらに「店卸下書」において決算処理を施した後、報告書としてまとめられた。

決算書の数値を裏付ける中井家の帳簿組織において、顕著な特徴をもつものが大福帳<sup>10)</sup>である。各種帳簿への取引の記帳は複記で行うため、各営業帳簿の期末数値をこの大福帳に集めた段階で、複式簿記における貸借一致と同様な数値間の関係性が維持されており、かつこの大福帳自体は計算目的を遂行するために設けられているという意味で他の営業帳簿とはレベルを異にしているといえる。さらにいうならば、「売立帳」、「仕入帳」、および「現金出納帳」は営業帳簿でありながら、直接的に大福帳や店卸下書に数値を提供

するため、その他の営業帳簿とは異なる役割を与えられている。つまり中井家の帳簿組織は、三層からなると考えられる。実際の取引事実を記録する補助簿的な役割を果たす原始帳簿、実取引を記録しつつ、他の原始帳簿の記録を集約しながら、決算数値を提供するいわば主要な帳簿の役割を果たす売立帳、仕入帳、および現金出納帳、そしてこれらの数値を集約し、店卸目録に記載するすべての項目数値を集める大福帳である。

大福帳に集約された各帳簿数値は、店卸下書に転記され決算整理処理が行われた。店卸下書は決算書である店卸目録の区分に合わせて、「借用之部」、「有物之部」、「徳用之部」、「損の部」のよつつの区分から構成され、期末棚卸資産の決算修正、消耗品の棚卸修正、収益・費用の未経過金額の調整、さらには本支店の決算修正も行われる精算表としての機能を果たした<sup>11)</sup>。こ



【図1】中井家帳合法の帳簿組織と店卸目録の連絡図

(出典 小倉栄一郎「わが国固有の簿記会計法」(小島男佐夫編『体系近代会计学』VI、所収) p.279)



れらよっつの区分のうち、「借用之部」および「有物之部」は資本計算的成果計算を行う区分であり、「徳用之部」および「損之部」は損益計算的成果計算を行う区分である。

最終的に店卸下書に基づき、各区分に記載される諸項目を整理し、浄書して店卸目録が完成する。「有物之部」から「借用之部」に記載された「本家差引預り残」と利息を差し引いた額が純財産の増減額であり、この数値は、「徳用之部」の合計額から「損之部」の合計額を差し引いた損益額と等しい。これは無論、営業帳簿の段階から帳簿間複記が貫徹されているからである。

#### ④ 本支店処理

以上のプロセスを経て各支店で作成された店卸目録は、一旦その支店グループを統括する元方店に送付される。元方店は各店舗の店卸目録を連結させ、元方店の店卸目録を含めた本支店合併決算書を作成し、本家に提出するのである。

中井家の本支店会計は、店卸下書の段階で本支店調整が行われているとされているが、その調整内容のうち特徴的なものは、支店間で行われた商品売買取引にかかる販売益の支店間の調整である。中井家では、支店間の売買は原価で行われていたという。したがって、仲間内で融通した商品につき生じた利益を得るのは販売店だけである。そして原価により商品を融通している限り、決算を挟んだ売れ残り商品に未実現利益は生じない。しかし販売済み商品にかかる販売益については支店間に偏差が生じる。中井家では、これを支店間の利息として処理する。すなわち、販売店に生じた該当商品にかかる利益の一部を仕入店に振り替えるのである。そしてその利益分については、店舗間で直接的な金銭の授受は行わず、調整の結果利息を受取るべき店の望性金として積み立てるのである<sup>12)</sup>。この振替処理は各店舗の店卸下書の段階ではなく、本支店の連結時に行われたものと見られる。

また元方店は連結にあたり、各店舗の店卸目録に表示されている資産（有物）から負債を差し引いた支店の純財産額だけを連結して合併資本計算に算

入し、その一方で「元方より差引残り借り」（元方勘定）と元方の目録に記載されている「店へ差引残貸し」（支店勘定）とを相殺消去する。この処理により元方店の店卸目録と支店の目録が連結されるとともに、元方店の望性金は支店も含めたグループ全体に対して本家が投資した金額ということになる。そして成果計算においては、すべての支店の利益を合算して支店グループの利益として計上する。また支店の成果計算区分の各項目は合併決算書では相殺された純損益だけが記載される<sup>13)</sup>。

以上のように、中井家の本支店合併決算書においては、支店の成果を個別の店卸目録で計算するとともに、グループ全体の財政状態と成果計算の結果を明らかにする。そして個別店舗レベルから合併決算書に至るまで、事業活動の結果のみならず、損益の原因を明らかにできる複決算方式が採られているのである。

### 3. 三井家における帳合法

江戸期に三井家で実践されていた帳合法の詳細はすでに多くの研究がなされており、別稿でも検討している<sup>14)</sup>ので、ここでは概略を示しその特徴を述べる。

#### ① 各店舗の「勘定目録」の概略と特徴

三井家では、18世紀初頭には一定の帳合法を確立している<sup>15)</sup>。三井家事業の呉服部門である越後屋呉服店で実践されていた帳合法は、大元方から直接投資を受ける事業部門の中核店である京本店が、その傘下に位置付けられる江戸本店、大坂本店などの支店が作成する個別決算書である「勘定目録」を取りまとめ、これらと京本店自身の勘定目録を連結させて合併決算書である「大録」を作成して大元方に提出した。

寛保3（1743）年に作成された呉服店部門の構成店の勘定目録は、中核店である京本店を除き、資本計算を行う区分として「売物請方」、「売物払方」

(以下売物受払区分という)、「金銀請方」、「金銀払方」(以下金銀収支区分という)、および「有物」、成果計算を行う区分として「売高差引」、および「利損差引」で構成されていた。このうち、「有物」、「売高差引」および「利損差引」に記載する項目は、売物受払区分と金銀収支区分から各項目の数値を転記して資本計算と成果計算を行う、いわば計算目的を遂行するために設けられた区分である。「有物」の結果数値はその店舗の純財産額であり、「利損差引」では商品販売益等から店舗経費等を控除して純損益を算定する。「売高差引」の結果数値は、総額としての売上高からその支店が京本店以外より仕入れた商品の原価を差し引いて算定する。

これらの区分に記載された項目間の関係を見ると、商品の受渡しと金銀収支とがほぼ対応しており、その支店の目録の中で、項目間の対応関係が認められないのは本支店間や支店間の取引項目である。金銀収支に関しては、支店の目録に記載された金額は京本店の勘定目録の金額と対応しているが、商品の受渡しについては京本店の勘定目録との対応関係を確認できない。京本店が各支店に商品を卸す際に利益を上乗せしていることから、合併決算書の作成に際して本支店処理を施し、京本店側の帳簿数値を修正していると考えられる。

越後屋呉服店の支店の勘定目録にみられる特徴には、上記の項目間の対応関係を確認できる以外に、「売物請方」と「売物払方」、「金銀請方」と「金銀払方」について差引計算となっていないこともあげられよう。つまり売物、金銀ともに期末残高を「払方」に記載することで、「請方」と「払方」の合計額を一致させる形式である。複式簿記における勘定形式計算と類似しており、これらの区分の計算の正確性を検証する意図があったことが推測される。

さらに売物受払区分とでそれぞれの合計数値が一致するのは、「売物払方」に期末商品残高が記載されているからであるが、ここにも一つの工夫が見られる。「売物払方」に記載されている売上高には当然販売益が含まれている。これに対して「売物請方」には、仕入商品額がまず原価で表記され、さらにそれぞれの売上額と原価との差額（販売益）が別建てで表示される。そのた

め、「売物請方」は、売価による記載になっているとともに、販売益を別建てにすることで、これら別建て項目を「利損差引」区分に転記して成果計算をするのである。

いずれにせよ、資本計算により純財産額を示す「有物」と成果計算を行う「利損差引」に転記される項目は、すべて「請方」と「払方」のよっつの区分から転記され、その計算結果の数値が大録に反映されるため、「有物」と「利損差引」区分は、その支店の財政状態と経営成績を示すとともに、合併決算書を作成するための準備をなす区分となっている。

京本店の勘定目録は、商品売買と期末残高を示す「売物請方」、「売物払方」、「売物残り高」、金銀収支を示す「金銀請方」と「金銀払方」、利息計算を行う「仕掛引」と「日合利足之寄」、期末財産額を計算する「有物之寄」、利息収益を計算する「日合出入之寄」の九つの区分から構成されている。京本店の勘定目録では、商品売買計算も行っておらず、さらに他の支店の勘定目録にみられる「利損差引」区分自体が設けられていない。計算目的の区分は、「有物之寄」と「日合出入之寄」のみで、これらの結果数値は大録に記載されるというように京本店の目録では部分的な決算にとどまっている。

## ② 三井家越後屋呉服店の「大録」の会計的特徴

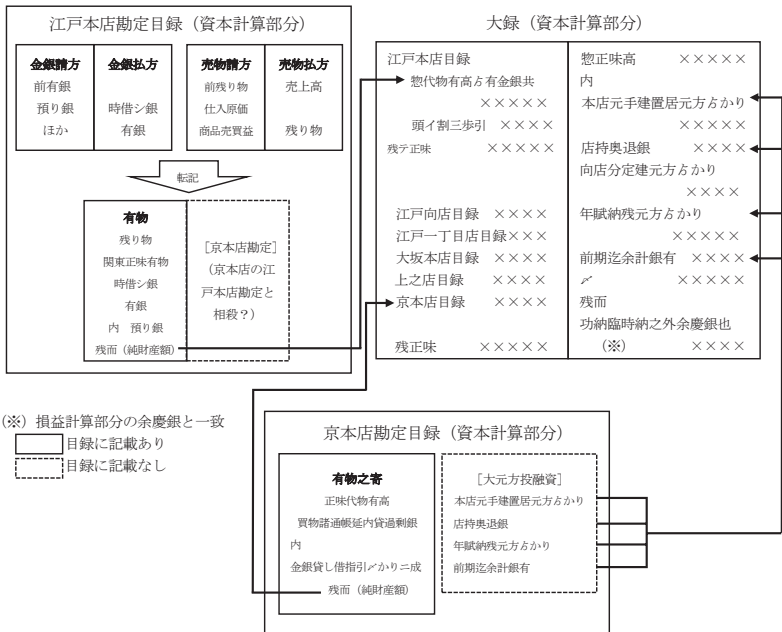
「大録」は、京本店が統括する呉服店部門全体の資本計算を行う区分と成果計算を行う区分から構成される。資本計算を行う区分では、京本店とその傘下の全支店の純財産額が記載され、その合計額から、大元方の投資額である元手銀（「建」）と融資額である年賦借りおよび準備金に該当する「店持奥退銀」を控除し、純財産の増減額を算定する。

成果計算を行う区分は、「利之仕分」として各店舗の利益額が列挙され、収益総額が算定される。「右之内出シ切」には費用項目が記載される。毎決算期に行う大元方への定額上納（功納）のほか、主として京本店の店舗経費、大坂と江戸の本店で損失が発生した場合にはその損失が合算され、収益総額から費用総額を控除して当期損益額が算定される。この際、資本計算の区分

18世紀における帳合法の展開

で算定された純財産増減額と成果計算の区分で算定された当期純損益額は一致する。つまり、三井家の帳合法は、中井家におけるものと同じく複決算法によるものといえる。

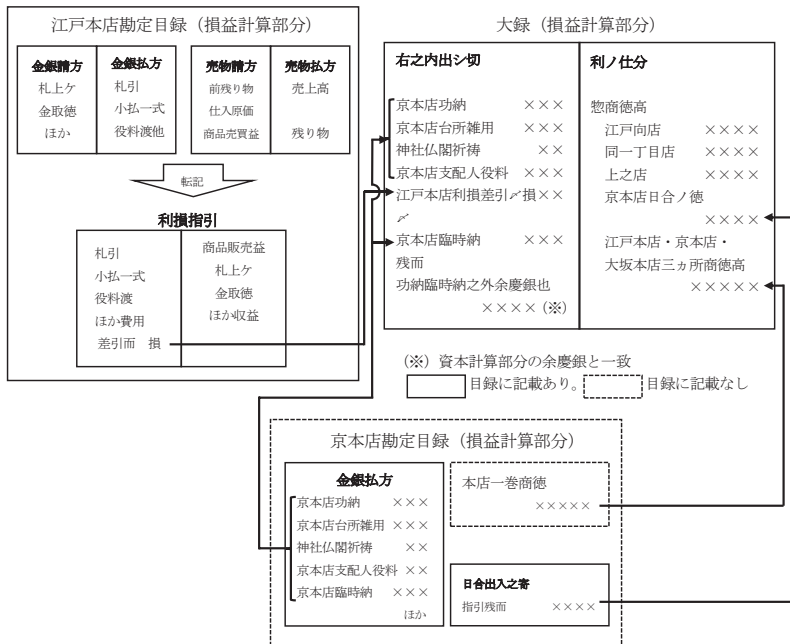
越後屋呉服店部門の合併決算書において複決算を行うには、各支店の勘定目録において、すでに帳簿レベルで取引を複記した結果がまとめられている必要がある。ただし、三井家の残存史料には個別の営業帳簿類が完全な形で残されていないことから、中井家のように勘定目録がどのような帳簿組織から数値を導出して作成されていたかを確認することはできない。とはいえ勘定目録の各項目には合判が付され、それらの項目が関係する帳簿から転記されたものであること、その記載された額や内訳明細、そして最終的には大録で複決算が行われていることから、三井家の事業部門においても帳簿間の連



【図2】三井家越後屋呉服店の大録と構成店の勘定目録との関係図 [寛保期] (資本計算部分)

携のもとに取引の複記が行われていたと考えられる。

また店舗ごとの勘定目録と大録との関係を見るとき、支店ごとの勘定目録では複決算が行われていたが、京本店の勘定目録は部分的な決算にとどまっていた。これは京本店の複決算は大録にまで至らないと完成しないということである。つまり大録の「利之仕分」区分に京本店の勘定目録では記載されていない「右三カ所商徳」（商品売買益）や「右之内出し切」の区分に京本店の店舗経費がそのまま記載されていることからわかるように、大録で行われている呉服店部門全体の決算は京本店の決算ともいえるのである。



【図3】三井家越後屋呉服店の大録と構成店の勘定目録との関係図 [寛保期] (損益計算部分)

### ③ 本支店処理

京本店が行う本支店処理は、京本店以外の支店の勘定目録との対比で見る

限り、商品に対する調整計算が主だったものと思われる。本支店の処理は、京本店の勘定目録の中では行われていない。支店が作成する勘定目録では上述の通り、その支店ごとの純財産額と期間損益が算定されているので、あとは京本店の勘定目録の純財産と期間損益を合算することで呉服部門の合併決算書を作成することができる。しかし前述したとおり、京本店の目録では資本利益計算も成果計算も行っていない。大録には、「本店一卷」として商品販売益が計上されているので、京本店の目録から大録が作成される間に調整計算の段階があり、そこで本支店の内部利益を調整したはずである。

ここで、京本店が勘定目録の上で利息に相当する「日合」の計算以外に費用項目も含めて成果計算を行わない意味を考えてみよう。京本店は創設時から、呉服の仕入店としての役割を担い、仕入れた商品の主な販売先は江戸本店であり大坂本店の他呉服部門の販売店であった。特に一卷を構成する江戸本店と大坂本店の京本店からの仕入高は、それ以外（越後屋呉服店以外の仕入先）からの仕入高よりはるかに多い<sup>16)</sup>。目録上は店舗の経営管理の観点から支店に区別の成果計算を行わせ、支店があたかも一つの利益責任単位のようになっているが、京本店からの仕入率が高ければ高いほど支店は期間利益を得にくく、そのために多くの期で一卷を構成する江戸本店と大坂本店では損失が生じている。本店一卷として大録に計上される商品販売益の多くが、京本店が支店に商品を卸す際に負荷した内部振替利益が実現した結果である。

内部振替利益を京本店に集中させる仕組みであるのは、越後屋呉服店が大元方からの出資だけで運営されているからであろう。中井家の帳合法においては、店舗間における取引が原価で処理されるため内部振替利益の取り扱いは生じない。販売店側に生じる販売益は、仕入店と販売店の間で応分に分配され、店舗に積み立てられるからである。中井家でそのような公平な利益分配が行われるのは、支店に対する出資関係が必ずしも元方店に限られるわけではないからといわれている。つまり各店舗へ出資する利害関係者に中井家以外の者がいる場合には、店舗間の商品売買にかかる利益の配分については一定の基準を設けて処理する必要があったのである<sup>17)</sup>。これに対して三井

家では大元方がすべての事業に投融資する仕組みであるため、京本店に生じる内部振替利益を店舗間で分配する仕組みを必要としなかったのであろう。京本店に事業部門の利益が集中したとしても、合併決算書に記載された利益が呉服事業部門に内部留保される期間は3年に限られ、その後内部留保利益はすべて大元方に上納される仕組みになっていた。大録は、最終的には三井家全体の資本計算と成果計算を行う「大元方勘定目録」に合併することが想定されているので、大元方としては個々の支店の財政状態と経営成績は主として店舗経営や評価のための資料としての位置づけであり、むしろ大録に示される呉服事業全体の資本計算と成果計算の結果こそが重視されていたのではないかと思われる。

## おわりに

わが国の帳合法は江戸期における経済の発展・成熟と歩を同じくして、わが国固有の商慣習の中で実践され続けてきた。すでにみてきたように残存する大店の帳簿史料によれば、現在のところ帳合法には、様式をみれば複式簿記にみられる仕訳帳や総勘定元帳はなかったといい、日々生じる取引のすべてを単一の帳簿に集約して管理するという発想自体がなかったのかもしれない。本稿で取り上げた中井家や三井家の帳合法は、共通して部署ごとに帳簿が作成され、それが原始記録となって、最終的に決算数値を提供する。ここで重要なことは、「どのような帳簿を作成していたか」ではなく、「どのような考え方の元取引を記録していたか」である。つまり様式の相違よりも、経済的取引が本来もつ二面性を、もれなく必要な帳簿に記録しているか、ということである。これを貫徹すれば複決算が可能になるからである。しかし資本利益計算と成果計算による複決算を実現するには、完全な複式記帳がなされていることが前提である。多帳簿制の場合、その部署の責任者の会計責任範囲とその責任の大きさが明らかになるという利点もあるが、その一方で複式簿記によるよりも転記ミスが生じやすく、試算表や精算表のような検



証機能を果たすプロセスがなければ、記帳の完全性を全うすることは相当な困難が伴っていたといえよう。中井家の帳合法では、日々の帳簿記録の確認（帳合わせ）と合判によって複記の正確性を維持する<sup>18)</sup>だけでなく、大福帳が各帳簿の決算数値を集め、さらに決算書にまとめる前段階で店卸下書を作って、資本計算による純財産増減額と成果計算による当期純損益の一致の成否を確認したのであろう。

また支店を集約し、グループの合併決算書を作成するにあたって、中井家も三井家も、多店舗を展開するという類似の事業形態であることから、本支店会計を行っている点は共通するが、事業組織の構造や事業に対する出資関係のあり方によって、行われる処理にはそれぞれ固有の特徴が現れる。今日の会計処理で行われる本店における支店勘定と支店における本店勘定の相殺処理などは、18世紀の段階ですすでに行われていたといえよう。この処理のほか、本支店間の商品売買に際して上乗せした利益が未実現である場合には、合併決算書ではその未実現利益を控除しなければならない。こうした未実現利益の調整や仕入店と販売店との間の販売益の分配処理は、本支店間取引の態様によって中井家と三井家では違いが見られた。中井家においては、グループ内の取引は主として原価による処理を行っていたため、仮に販売店に売れ残りが生じても未実現利益は発生せず、本支店処理は販売益の分配だけの問題ですむものに対して、三井家の場合には京本店（仕入店）に商品売買益が集中する仕組みを取っていたため、その未実現利益の処理も含めて調整計算が行われたことは間違いない。したがって京本店の勘定目録から大録に至るまでにどのような調整計算が行われたかは今後検討する必要があるだろう。

中井家の帳合法においては、そもそも会計の組織的な運用の必要性は、多数にわたる支店の管理と利益分配であったといわれているので、そこで行われていた会計は非常に経済合理性のあるものとなっている。これに対して三井家の場合には、そこで行われていた会計の目的は、支店の計数管理とともに三井家事業の全体的な把握により力点がおかれていたのではないかと考えられる。そのため本支店会計についても、こうした会計の目的に即して、京

本店と各支店との力関係が反映された形になっている。

本稿のはじめに述べたように、帳合法は我が国固有の簿記法として、会計の標準化が行われていない時代に発展してきた商慣習である。したがって帳合法は、その家が設定した計算目的に即して手法・内容ともに多様であってしかるべきである。その事業組織や事業の態様によってその商家に特化していた仕組みであったからこそ、江戸期の長きにわたり実践され続け、近代に入って西洋式複式簿記がわが国に導入されても、なお会計制度が成立するまで、特に老舗とよばれる事業体においては、会計の仕組みを変更することがなかなか容易ではなかったのである。

[注]

- 1) 小倉栄一郎「わが国固有の会計法の発展と西洋式簿記法」、『会計』第105巻第3号、p.7。
- 2) 「享保九年辰七月ヨリ極月迄大元方勘定目録」（三井文庫編『三井事業史資料編一』所収）、p.652、この点については、大元方を構成する各人、各家に対する支出をどのような性格のものどと捉えるかによるため、さらに支出項目の検討を行った上で判断する必要がある。
- 3) 小倉栄一郎「わが国固有の簿記会計法」（小島男佐夫編『体系近代会计学』VI、中央経済社、1979年、所収）p.266、『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房刊、1962年、p.243。
- 4) 小倉栄一郎氏は、中井家の店卸目録（決算書）の資本計算の区分に記載される純財産増減額計算を資本的成果計算、成果計算の区分に記載される損益計算を損益計算的成果計算とよび、それらの結果数値の一致をみる決算構造を、複決算構造と定義した。「複決算」という呼称は、西洋式複式簿記にみられる貸借複記にもとづく「複式決算」とを区別しつつ、帳合法においても資本計算と損益計算を同時に行いうるという結果の共通性を意図したものと考えられる。小倉栄一郎「前掲論文」p.6。
- 5) 江頭恒治『近江商人中井家の研究』雄山閣、1965年、pp.174-179。
- 6) 小倉栄一郎『前掲書』pp.30-31。
- 7) 『同書』pp.39-40。
- 8) 小倉栄一郎「わが国固有の会計法の発展と西洋式簿記法」p.10。この望性金の利息を超える利益の獲得による報奨制度や損失補填の仕組みは、店舗支配人に緊張感

## 18世紀における帳合法の展開

をもたせ、事業を活性化させる効果をねらったものではないかと考えられている。また利息については、損益計算上の利益から減額され、その同額が望性金に組入れられた。

- 9) 小倉栄一郎「同論文」p.7。
- 10) 小倉栄一郎「同論文」p.5。大福帳には、日常的に頻繁に記入されるために設定された営業帳簿から合計転記が行われ、稀にしか用いられない勘定について特に帳簿が設定されない場合には取引が直接記入された。その結果、決算の段階ですべての勘定の期末数値が集められことから、総勘定元帳に類する機能を果たしていたとされている。
- 11) 小倉栄一郎『前掲書』pp.62-63。
- 12) 小倉栄一郎「前掲論文」p.9。
- 13) 小倉栄一郎『前掲書』pp.214-215。
- 14) 原田奈々子「宝永七年における越後屋呉服店目録～京本店、大坂本店、京上之店に関して」『杏林社会科学研究』第17巻第3号。「宝永七年における越後屋呉服店目録～江戸式丁目店、および江戸本店に関して」『杏林社会科学研究』第18巻第3号などを参照。
- 15) 元禄期の越後屋呉服店の決算書では、17世紀末の段階で、すでに定期決算、期末商品の繰越処理、店舗間取引を反映した債権・債務処理など、当時としては先駆的な帳合法が実施されていた。大元方成立に伴う帳合法の展開はそれ以前の実績に基づいている。西川登『三井家勘定管見』白桃書房、1993年に詳しい。
- 16) 宝永7年上期の江戸本店の「売物請方」区分に記載された正味仕入高のうち約88%が京本店からの卸商品である。「宝永七庚寅正月朔日方七月十四日迄目録」三井文庫所蔵史料 本2023-15。原田奈々子「宝永七年における越後屋呉服店目録～江戸式丁目店、および江戸本店に関して」を参照。
- 17) 中井家では、中井家以外の商人から資金調達して支店を設ける「組合商内」という方法が用いられた。中井家の有力支店であった仙台店も設立時は中井家が単独で出資したが、活動を行っていく過程で増資の必要が生じたため、中井家以外の4名の商人の出資を受け、共同出資となった。出資金には利息が支払われるとともに、その持分に応じて利益の分配が行われた。江頭恒治『前掲書』、pp.780-784。
- 18) 小倉栄一郎『前掲書』pp.58-60。

### [その他参考文献]

河原一夫『江戸時代の帳合法』、ぎょうせい、1977年。

田中孝治『江戸時代の帳合法成立史の研究』、森山書店、2014年。